

商品形態対比表

原告製品	被告製品
基本的形態	
長方形の本体部と、長手方向の端部に突起部を一体に備えている。	長方形の本体部と、長手方向の端部に突起部を一体に備えている。
本体部にスリットが存在する。	本体部にスリットが存在する。
具体的形態	
本体部の長手方向が170mmであり、幅は80mmである。	本体部の長手方向が160mmであり、幅は70mmである。
突起部が台形状である。	突起部が半円形状である。
本体部分全体に、長手方向、幅方向に間隔を置いて6列のスリットが形成され、両外側と中央の2列は同じ形状のスリットで、20mmのスリットが長手方向に10mmの間隔をおいて五つ形成され、他の2列のスリットは、35mmの長さで15mmの間隔をおいて三つ形成されている。	本体部分の長手方向の中ほどより上部にスリットが形成されており、当該スリットは十字状となっており、三段に二つずつ、計6箇所形成されている。